

平成二十四年七月三十日付け広島県報（定期）第五十九号に登載の広島県規則第六十七号（道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

土木局道路企画課長

ページ		行		誤		正	
一	後ろから五	ルとする。）	ルとする。以下同じ。）	都府県（102-A）の項、市町村（101）の項、方面、方向及び距離（105-A～C）	都府県（102-A）の項、市町村（101）の項、方面、方向及び距離（105-A～C）	案内標識の標識板の寸法は、	案内標識の標識板（方面及び方向（108の2-D・E）の標識板を除く。）の寸法は、
	後ろから四	都府県（102-A）の項、方面、方向及び距離（105-A～C）	都府県（102-A）の項、市町村（101）の項、方面、方向及び距離（105-A～C）				
	後ろから一	案内標識の標識板の寸法は、	案内標識の標識板（方面及び方向（108の2-D・E）の標識板を除く。）の寸法は、				
二	七	の大きさの○・六倍の大きさとする。	の大きさの○・六倍の大きさとする。こととし、当該標識板に適切に配字することができる寸法とする。	の大きさの○・六倍の大きさとする。こととし、当該標識板に適切に配字することができる寸法とする。	の大きさの○・六倍の大きさとする。こととし、当該標識板に適切に配字することができる寸法とする。	の大きさの○・六倍の大きさとする。こととし、当該標識板に適切に配字することができる寸法とする。	の大きさの○・六倍の大きさとする。こととし、当該標識板に適切に配字することができる寸法とする。
	後ろから五	別図第二十八に図示する寸法の	別図第二十八に図示する駐車場を表す記号の大きさの				
三	一	少（212）の項、二方向交通（212の2）	少（212）の項及び二方向交通（212の2）	少（212）の項、二方向交通（212の2）	少（212）の項、二方向交通（212の2）	少（212）の項、二方向交通（212の2）	少（212）の項、二方向交通（212の2）
	二	寸法は、別図第四十九から	大きさは、別図第四十九から				
	一四	その他の標識板については日本文字の	自動車専用道路以外の道路の標識板については日本文字の				